

改正	平成元年5月12日規則第29号	平成3年8月30日規則第44号
	平成4年11月6日規則第84号	平成10年9月1日規則第80号
	平成12年3月31日規則第54号	平成12年3月31日規則第69号
	平成13年1月5日規則第5号	平成13年3月29日規則第30号
	平成17年3月28日規則第7号	平成19年12月18日規則第78号

貸金業の規制等に関する法律施行細則をここに公布する。

貸金業の登録に関する手続等を定める規則

題名改正〔平成17年規則7号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）及び貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「省令」という。）の規定に基づき、並びに法及び省令を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成19年規則78号〕

(閲覧の場所)

第2条 法第5条第1項に規定する貸金業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧の場所は、貸金業者の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を所管区域とする県民局とする。

一部改正〔平成12年規則54号・13年30号〕

(閲覧時間等)

第3条 登録簿の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 登録簿は、次に掲げる日においては、閲覧に供しないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 知事は、登録簿の整理その他必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を変更し、又は閲覧に供しない日を設け、その旨を閲覧場所に掲示する。

一部改正〔平成元年規則29号・4年84号〕

(閲覧手続)

第4条 登録簿の閲覧をしようとする者は、閲覧名簿に、閲覧をしようとする貸金業者の商号、名称又は氏名、当該閲覧をしようとする者の住所、職業及び氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

(閲覧の禁止等)

第5条 登録簿は、閲覧場所以外の場所で閲覧をしてはならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 前項の規定に違反した者

(2) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがある者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある者

(4) 登録簿の閲覧に際して、係員の指示に従わない者

(立入検査の立合い)

第6条 法第24条の6の10第3項又は第4項（これらの規定を法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を受ける者（法人又は人格のない社団若しくは財団にあつては、その代表者又は管理人）又はその代理人は、当該立入検査に立ち合わなければならない。

一部改正〔平成3年規則44号・19年78号〕

(身分証明書)

第7条 法第24条の6の10第5項(法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

一部改正〔平成3年規則44号・19年78号〕

(提出部数)

第8条 省令第1条の5第2項に規定する登録申請書の副本及び添付書類の提出部数は、副本にあつては登録申請者がその所管区域内に営業所等を設置して貸金業を営もうとする県民局の数に1を加えた部数、添付書類にあつては1部とする。

2 前項の規定は、省令第7条第2項に規定する変更届出書の副本及び添付書類の提出部数について準用する。

3 省令第10条第2項に規定する廃業等届出書の副本及び添付書類の提出部数は、副本にあつては提出を要しないものとし、添付書類にあつては1部とする。

4 省令第26条の29第2項に規定する事業報告書の副本及び同条第3項に規定する事業報告書の参考書類の提出部数は、副本にあつては1部とし、参考書類にあつては2部とする。

一部改正〔平成10年規則80号・12年69号・13年30号・19年78号〕

(登録換えの申請)

第9条 現に県民局長の登録を受けている貸金業者は、省令第6条第1項に規定する登録換えをしようとするときは、当該県民局長を経由して登録の申請をするものとする。

一部改正〔平成12年規則69号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和58年11月1日から施行する。

(貸金業の届出及び調査に関する規則の廃止)

2 貸金業の届出及び調査に関する規則(昭和37年兵庫県規則第54号)は、廃止する。

(手数料規則の一部改正)

3 手数料規則(昭和35年兵庫県規則第72号)の一部を次のように改正する。

別表第3号の次に次の2号を加える。

(3)の2 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第3条第1項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査 貸金業者の登録申請手数料 43,000円

(3)の3 貸金業の規制等に関する法律第3条第2項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査 貸金業者の登録更新申請手数料 43,000円

(収入証紙条例施行規則の一部改正)

4 収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1手数料規則に基づく手数料の項2の次に2の2及び2の3として次のように加える。

2の2 貸金業者の登録申請手数料

2の3 貸金業者の登録更新申請手数料

附 則(平成元年5月12日規則第29号)

この規則は、平成元年5月13日から施行する。

附 則(平成3年8月30日規則第44号)

この規則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則(平成4年11月6日規則第84号)

この規則は、平成4年11月7日から施行する。

附 則(平成10年9月1日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第54号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第69号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第5号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第30号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部改正）

- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成19年12月18日規則第78号）

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

別記様式

（第7条関係）省略